

千葉市動物公園が環境省から「認定希少種保全動植物園等」に認定されました

千葉市動物公園では、「希少種保全動植物園等制度」における認定について環境省へ申請し、審査を経て「希少種保全動植物園等」に認定されましたので、お知らせします。

1 認定年月日

令和8年3月3日

2 認定施設

千葉市動物公園（若葉区源町280）

3 認定により期待される効果

- ・認定希少種保全動植物園等間の希少動物の移動に関する手続きの簡略化
- ・繁殖等に向けた他園館との円滑な個体移動などによる生息域外保全の推進
- ・希少種の保護増殖という点で、適切な施設および能力を有する動植物園等としての認知度向上
- ・国際的な知名度向上による希少種の入手の容易化

4 千葉市動物公園において取り扱われる希少野生動植物種の種名

（1）国内希少野生動植物種（4種）

シジュウカラガン、オジロワシ、タンチョウ、アマミトゲネズミ

（2）国際希少野生動植物種（20種）

シロオリックス、レッサーパンダ、チーター、ライオン、コツメカワウソ、グレビーシマウマ、モウコノウマ、マレーバク、ワタボウシタマリン、マンドリル、ゴリラ、チンパンジー、フクロテナガザル、クロシロエリマキキツネザル、ワオキツネザル、レッサースローロリス、アジアゾウ、コサンケイ、アカミミコンゴウインコ、ダチョウ

<参考> 認定希少種保全動植物園等制度について

認定希少種保全動植物園等制度は、動植物園等の設置者または管理者からの申請により、希少野生動植物種の取り扱いが種の保存に資するものとして一定の基準に適合した動植物園等を、種の保存法の規定により認定するものです。

動植物園等が「希少種保全動植物園等」として認定されると、当該動植物園等が行う希少野生動植物種の個体等の譲り渡し等について、原則として規制が適用されないことになります。

認定を受けることで、繁殖等に向けた他園館との個体のやりとりがスムーズに行うことができるようになり、動植物園等における希少種保全に関する積極的な取り組みが期待されます。

令和8年3月5日現在で27施設が認定を受けています。

※認定希少種保全動植物園等の一覧は環境省ホームページをご確認ください。

【URL】 <https://www.env.go.jp/nature/kisho/doshokubutsuen-list.html>

